

指定給水装置工事事業者指定申請要領

御船町環境保全課水道係

1 新規申請の場合

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書(表面)及び(裏面) 様式第1
- ② 誓約書 様式第2
- ③ 給水装置工事主任技術者選任届出書 様式第3
- ④ 機械器具調書 別表
- ⑤ 会社(法人)登記簿(個人事業にあつては住民票)
- ⑥ 法人定款の写し(個人事業については該当なし)
- ⑦ 給水装置工事主任技術者免状の写し及び顔写真(4cm×3cm)
- ⑧ 事務所、倉庫(機械器具等)または資材置場等の写真
- ⑨ 会社の位置がわかる地図等(住宅地図等の写し)
- ⑩ 指定給水装置工事事業者指定審査手数料10,000円 ※令和4年10月1日変更

2 変更届の場合(下記の①から⑨までの書類で必要と認められるもの)

- ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 様式第10
- ② 会社(法人)登記簿(個人事業にあつては住民票)
- ③ 法人定款の写し(個人事業については該当なし)
- ④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 様式第3
- ⑤ 給水装置工事主任技術者免状の写し及び顔写真(4cm×3cm程度)
- ⑥ 事務所、倉庫または資材置場等の写真
- ⑦ 会社の位置がわかる地図等(住宅地図等の写し)
- ⑧ 旧指定証 * 返納となります
- ⑨ その他必要と認められる書類

3 更新申請の場合

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書(表面)及び(裏面) 様式第1
- ② 誓約書 様式第2
- ③ 給水装置工事主任技術者選任届出書 様式第3
- ④ 機械器具調書 別表
- ⑤ 会社(法人)登記簿(個人事業にあつては住民票)
- ⑥ 法人定款の写し(個人事業については該当なし)
- ⑦ 給水装置工事主任技術者免状の写し及び顔写真(4cm×3cm)
- ⑧ 事務所、倉庫(機械器具等)または資材置場等の写真
- ⑨ 会社の位置がわかる地図等(住宅地図等の写し)
- ⑩ 指定給水装置工事事業者指定更新審査手数料10,000円 ※令和4年10月1日制定
- ⑪ 旧指定証 * 返納となります
- ⑫ 指定更新時確認書

※上記変更届を必要とする場合の書類一覧

1	会社の商号及び名称の変更	必要書類	①②③⑧
2	会社の事務所等の移転	必要書類	①②⑥⑦⑧
3	会社の住居表示等による変更	必要書類	①②
4	給水装置工事主任技術者の変更	必要書類	④⑤

4 廃業届の場合

- ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止届出書 様式第11
- ② 旧指定証 * 返納となります
- ③ その他必要と認められる書類

5 注意点その他

- ① 申請部数は1部です。
- ② 申請日付等必要事項は空欄のないよう必ず記入してください。
- ③ 給水装置工事主任技術者免状の写しの右下部分に顔写真(免許証サイズ4cm×3cm程度)の貼付をお願いします。
- ④ 申請から指定証発行まで約1週間程度要します。
- ⑤ 申請以降の給水工事については、届出された主任技術者が水道係との対応窓口になりますので選任に当たってはご注意をお願いします。